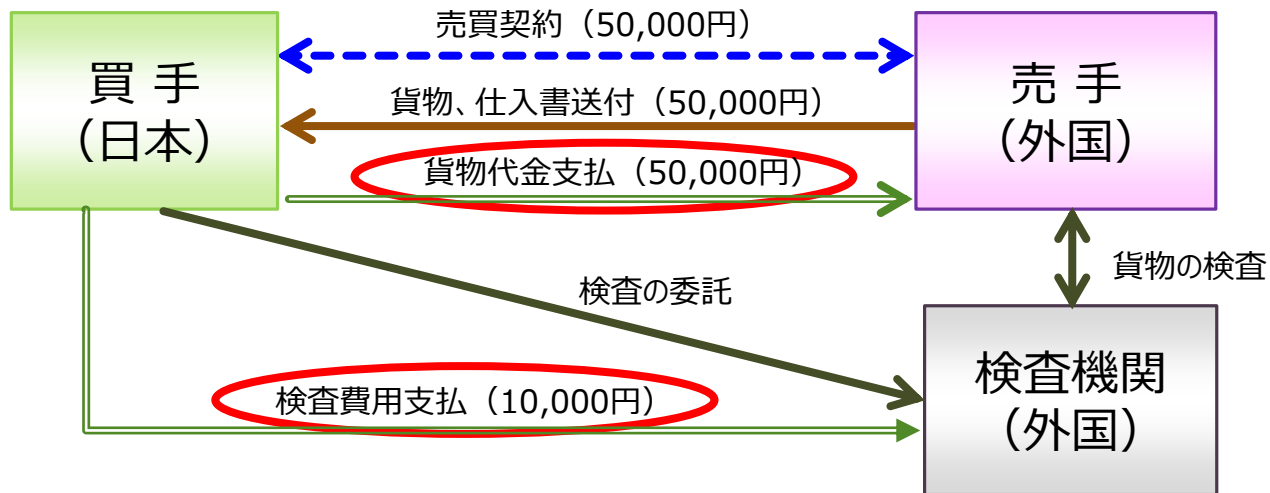


【事例4】仕入書価格以外に支払っている費用（検査費用）

買手が自己のために行った検査費用を負担している場合

- 売手が行う検査とは別に買手が追加で検査を依頼している。



現実支払価格 = 〔 仕入書価格 (50,000円) 〕

※買手が自己のために行った検査費用は課税価格に算入しません。

検査費用が課税価格に・・・

含まれる

売手（売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合

⇒ 課税価格に算入します。

含まれない

買手（買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合

⇒ 課税価格に算入しません。

詳細は、右の資料をご覧ください。

【資料①】

2009 年 6 月

輸出国等における輸入貨物等に係る検査費用の取扱い

輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いは、関税定率法基本通達 4-2 の 3 に定めていますが、輸入貨物が本邦に向けて輸出されるまでに行われる検査は多様であるところ、以下を参考にしてください。

1 基本的な考え方

- ・ 売手（売手の依頼を受けた第三者を含む。）が輸入貨物等の検査を行い買手が売手に当該検査の費用を輸入取引の条件として支払う場合、当該費用の額は課税価格に算入されます。
- ・ 買手（買手の依頼を受けた第三者を含む。）が輸入貨物等の検査を行い買手が当該費用の全部又は一部を負担する場合、買手の負担する費用の額は、売手への間接支払に該当する場合を除き課税価格に算入されません。

2 「輸出国における輸入貨物の検査」について

- ・ 「輸出国」には、輸出国だけでなく生産国を含みます。
- ・ 「輸入貨物」には、最終製品だけでなく、製造過程にある半製品等も含みます。

3 「売手が自己のために行った検査」の具体例

- ・ 輸入貨物の売買契約等において、売手（売手の依頼を受けた第三者を含む。）が行うとされている輸入貨物の検査であり、売手が行ったもの。
- ・ 売手（売手の依頼を受けた第三者を含む。）が売手の判断により、製造工程において又は製造後、当該輸入貨物を買手に引き渡すまでの間に行った検査。

4 「買手が自己のために行った検査」の具体例

- ・ 輸入貨物の売買契約等において、買手（買手の依頼を受けた第三者を含む。）が行うとされている輸入貨物の検査であり、買手が行ったもの（専ら売手のために行った検査を除く）。
- ・ 売手が輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して必要な検査を実施している場合で、買手に輸入貨物が引き渡される前に買手（買手の依頼を受けた第三者を含む。）が買手の都合で追加的に行った検査。

（注）買手（買手の依頼を受けた第三者を含む。）が検査と合わせて製造作業に従事する場合や、貨物の生産に必要な検査を売手に代わって行う場合は、これに該当しません。

5 売手と買手の合意に基づき第三者が行った検査に要した費用の取扱い

- ・ 売手と買手との売買契約等に基づき、第三者が行った検査の費用の全部又は一部を買手が負担する場合は、買手の負担額は課税価格に算入されません。ただし、当該第三者が専ら売手のために検査を行った場合は、買手の負担する当該検査の費用の額は売手への間接支払に該当し、課税価格に算入されます。

6 輸入貨物の製造過程において買手が検査を行う場合の費用の取扱い

- ・ 輸入貨物の製造過程において、買手（買手の依頼を受けた第三者を含む。）が買手のために検査を行う場合は、買手が負担する当該検査の費用は、課税価格に算入されません。ただし、当該検査が専ら売手のためであり、当該費用を買手が負担する場合は当該検査の費用は間接支払に該当し、課税価格に算入されます。

7 その他の留意事項

- ・ 原材料等の検査の費用は、上記輸入貨物等に係る検査費用の取扱いに準じて取り扱います。

仕入書価格以外に支払っている検査費用がある場合、
現実支払価格に含めるかどうか確認すべきポイント



① 何に基づいて行っているか

(売買契約書、発注書等)

② どこで、誰のために（誰の責任において）行っているか

(検査結果報告書等)

③ 誰から誰に費用を支払っているか

(請求書、送金明細等)